

教 職 第 3 2 5 号
令和3年6月15日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

スクールカウンセラーに係る源泉徴収票の交付について（通知）

日頃から給与等の適正な支給について、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記により本人に交付くださるようお願いいたします。

記

1 交付対象の職員について

令和3年3月31日に退職したスクールカウンセラー

※令和3年3月31日に退職した会計年度任用学校職員（非常勤講師）については
既に会計年度任用職員システム上で配信済みです。障害者会計年度任用職員及び
就業補助員については既に対象校あてに送付済みです。

2 源泉徴収票の交付について

会計年度任用職員システムより令和3年6月16日（水）から配信します。

令和2年度に所属していた学校のうち一番若い学校コードあてに配信します。

帳票出力については、別紙「源泉徴収票の出力について」を御覧ください。

3 留意事項

源泉徴収票は、本人が再就職先で年末調整を行う場合や確定申告の際に必要となります。交付に当たっては、内容を確認の上、適正に保管するよう本人へお伝えください。

また、出力した源泉徴収票は、一部を職員交付用、一部を学校保管用としてください。

担 当：県費事務担当 森田

電 話：048-825-0010

F A X：048-825-0013

E-mail：a6660-09@pref.saitama.lg.jp

源泉徴収票の出力について

会計年度任用学校職員（配信済み）及びスクールカウンセラーに係る源泉徴収票の出力方法は以下のとおりです。

なお、障害者会計年度任用職員及び就業補助員についてはシステムより出力した源泉徴収票ではなく、郵送した源泉徴収票を使用してください。

- （１）会計年度任用職員システムにログインし、「帳票作成」をクリックします。
- （２）「源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】」を選択し、「作成」をクリックします。

※川口市立上青木小学校を例とします。

①

②

※ 令和２年度に任用があった学校コードのうち、一番若い学校コードのみに配信しています。

※ 複数の任用形態（例：会計年度任用学校職員とスクールカウンセラー）がある場合は、同じ PDF ファイルの前半に会計年度任用学校職員、後半にスクールカウンセラーが表示されますので、PDF ファイルの２ページ目以降まで必ず確認して下さい。